

26み監査第 100号
平成27年 3月24日

みよし市長	小野田 賢 治 様
みよし市教育委員会委員長	木 戸 友 二 様
みよし市議会議長	近 藤 剛 男 様
みよし市選挙管理委員会委員長	長 山 家 久 様
みよし市公平委員会委員長	藤 本 光 夫 様
みよし市農業委員会会長	岩 田 信 男 様
みよし市固定資産評価審査委員会委員長	小 川 健 二 様

みよし市監査委員	倉 本 繁 八
同	林 徳 秋

定期監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査を実施した監査委員名

倉本繁八
林 徳秋

第2 監査の種類

定期監査

第3 監査の概要

1 部局課等監査

(1) 監査の実施期間

平成26年10月6日から平成27年2月16日まで

(2) 監査の対象とした部局課等

健康福祉部	福祉課、健康推進課、高齢福祉課（訪問看護ステーション含む）、子育て支援課
教育委員会教育部	教育行政課（中央図書館、歴史民俗資料館含む）、学校教育課（学校給食センター含む）、スポーツ課
議会事務局	議事課
監査委員事務局	
市民部	税務課、納税課、保険年金課、市民課
政策推進部	企画政策課、広報課、財政課
都市建設部	土木管理課、都市整備課、都市計画課
環境経済部	みどりの推進課、環境課、産業課
協働部	協働推進課、防災安全課、生涯学習課
総務部	管財課、職員課、総務課
市民病院	管理課
会計課	

(3) 監査の対象とした事項及び範囲

平成26年度における財務に関する事務の執行について

(4) 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、合規性・効率性・有効性の観点から、住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果が挙げられているか、組織及び運営の合理化が図られているかについて、監査を行いました。

監査にあたっては収入事務、人事管理事務、財産管理事務、委託業務、工事の執行状況等の重点監査項目及びその他の監査項目について、関係書類等を照合、確認するとともに、関係職員からの聴き取りを行いました。

2 学校・保育園監査

(1) 監査の実施期間

平成26年10月6日から平成26年12月4日まで

(2) **監査の対象とした学校、保育園**

三好丘中学校、南部小学校、緑丘小学校
なかよし保育園、打越保育園、明知保育園

(3) **監査の対象とした事項及び範囲**

平成26年度における財務に関する事務の執行等について

(4) **監査の着眼点**

小中学校及び保育園の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、施設の維持管理、安全管理が適切に行われているかを主眼として、合規性・効率性・有効性の観点から、各小中学校・保育園において関係書類及び諸帳簿等を試査するとともに、各小中学校長・保育園長及び関係職員からの聴き取りを行ったほか、必要に応じて現地調査を実施しました。

3 工事監査

(1) **監査の実施期間**

平成27年2月4日

(2) **監査の対象とした部課及び工事**

環境経済部みどりの推進課 前田緑道整備工事（前田緑道）
都市建設部都市整備課 河川改良工事（準用河川砂後川）

(3) **監査の対象とした事項及び範囲**

工事の計画、設計、積算、契約事務の執行及び施工状況

(4) **監査の着眼点**

監査対象の工事に関する事務の執行が関係法令に基づき適正に行われているか、現場での品質及び安全管理は適切に行われているかを主眼として、主に合規性・有効性の観点から監査を実施しました。

なお、工事技術の専門的見地から工事の計画、設計、積算、施工、品質及び安全管理等について監査するため、公益社団法人大阪技術振興協会に技術調査を委託し、技術士の派遣を求めて監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 部局課等監査

各課等が所管する財務事務の執行について、合規性・効率性・有効性の観点から監査を実施し、いずれも概ね適正、適切に執行、管理されていると認められました。

しかし、次のとおり、指摘事項8件、指導事項1件の注意改善を必要とする事項が見受けられました。

その他、軽微な事項として、人事管理事務、委託業務や工事の執行、補助金の交付事務においての、押印漏れや記入漏れ、転記ミス等の誤りが散見されました。こうした軽微な誤りは年々減少しているものの、依然として発生しております。

今後も関係法令の十分な理解や決裁時における確認の徹底をお願いします。

注意改善を必要とする事項については、速やかに所要の措置を検討、実施されるよ

う要望するとともに、再発防止に向けた一層の取り組みを求めます。

指摘事項については、改善等を講じた措置について遅滞なく報告をお願いします。

このほか、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、3件の監査意見を付しました。監査意見の内容については、第5監査意見のとおりです。

1 指摘事項（改善を求める必要のあるもの）

(1)収入事務について

①滞納繰越分の調定について

ア. 過年度分の滞納繰越分についての調定処理が4月1日に行われず、現年度分の滞納繰越分と同時に調定処理されているものがあつた。

【高齢福祉課】

【子育て支援課】

②調定処理について

ア. 賃貸借契約に基づく調定が契約時に行われていないものがあつた。また、契約書では月額を前納するよう規定されていたが、該当月の翌月に収納するよう調定されているものがあつた。

【産業課】

(2)人事管理事務について

①時間外勤務手当の支給について

ア. みよし市職員の給与に関する条例第16条第3項の規定による時間外勤務手当について

割り振られた1週間の正規の勤務時間（38時間45分）を超える勤務時間に係る時間外勤務手当（時間当たり給与額の100分の25）が、正規の勤務時間内の勤務にもかかわらず請求されているものがあつた。

【スポーツ課】

【産業課】

【土木管理課】

イ. 有給休暇を取得している時間にもかかわらず、時間外勤務手当を請求しているものがあつた。

【スポーツ課】

ウ. 週休日の振替により勤務した日における時間外勤務手当について、100分の135で支給されているものがあつた。

【産業課】

2 指導事項（注意改善を必要とする場合で、その程度が軽微なもの）

(1)委託業務について

①収入印紙の取扱いについて

ア. 契約書に貼付された収入印紙の金額が、印紙税法の規定に従っていないものが

あった。

【防災安全課】

2 学校・保育園監査

(1) 小中学校

①三好丘中学校

三好丘中学校では、教育目標を「自ら学び、豊かな人間性と心身ともにたくましい生徒の育成を図る」とし、校訓を「挑戦」としています。

少人数指導による子どもの学力向上、教師指導力向上、施設の整備と充実に努め、教育環境の充実に努めることを重点目標としています。

監査では給食費の納付通知書と通帳の確認、未納者の状況の確認、切手・ハガキの実査、メモリーカード等個人情報の管理状況の確認、各種業務委託の点検報告書の確認、業務員の旅行命令簿の確認、備品台帳と備品管理状況の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と、帳簿と実物の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

②南部小学校

南部小学校では、重点目標を「明るい学校生活 楽しい学び 前向きな取り組み」とし、頭文字をとって「あ・た・まの実践」として取り組んでいます。

具体的には、施設の整備方針として、すばやい対応と丁寧な扱いを心がけ、物を大切にし、見通しを持って対応する。よく調べ工夫をしながら行動し、何よりも安全を第一に行動するといったことです。

また、欠席人数が5人以下の日は、こいのぼりを揚げることであり、揚がった日には子どもも大変喜んでいるとのことです。

監査では給食費の納付通知書と通帳の確認、未納者の状況の確認、切手・ハガキの実査、個人情報の管理状況の確認、各種業務委託の点検報告書の確認、備品台帳と備品管理状況の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と、帳簿と実物の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

③緑丘小学校

緑丘小学校は、平成9年に開校し、今年度で18年目を迎えます。平成22年度には児童が1,000名を越す時もありましたが、現在、減少傾向にあり大規模校から中規模校への転換期となっています。開校から18年経過し修理の必要がある箇所も増えてきている中で、施設の大きさから修繕の必要性も感じており、このような状況の中で、子どもを中心に据えて管理運営を行っていききたいとのことです。

監査では給食費の納付通知書と通帳の確認、未納者の状況の確認、切手・ハガキの実査、メモリーカード等個人情報の管理状況の確認、各種業務委託の点検報告書の確認、業務員の旅行命令簿の確認、備品台帳と備品の廃棄に関する書類の確認、保健室・理科室において医薬材料・理科教材薬品等の管理状況の確認と帳簿と実物

の数・量の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

(2) 保育園

① なかよし保育園

なかよし保育園は、昭和45年に西部保育所として定員60名で開所しました。平成13年にさくら保育園と統廃合し、なかよし保育園と名称を変更しています。また、平成22年度に新園舎が完成し、平成24年度には園庭の芝生化も完了するなど環境の整備を行ってきています。田園地帯に囲まれた自然豊かな保育園であり、生き物にふれ、四季を感じ、発見や感動の機会を多く得られる環境にあります。

監査ではパソコンの保管状況、各種業務委託の点検報告書の確認、消耗品・賄い材料の納品書の確認、職員の旅行命令簿・時間外勤務・休日勤務命令簿、年次有給休暇簿の確認、消耗品受払い簿の確認、医薬品管理簿と実物との数の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

② 打越保育園

打越保育園は、昭和48年に東部保育所として開所し、平成5年に立替工事を行って、定員150名となり園名も打越保育園と変更しました。平成23年度に園庭芝生化事業を行い環境も整備されてきています。周辺の環境も、自然に囲まれた緑豊かな園となっています。

監査ではパソコンの保管状況、各種業務委託の点検報告書の確認、消耗品・賄い材料の納品書の確認、職員の旅行命令簿・時間外勤務・休日勤務命令簿、年次有給休暇簿の確認、消耗品受払い簿の確認、医薬品管理簿と実物との数の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

③ 明知保育園

明知保育園は、平成4年に南部保育園と、さつき保育園が統合され開園されました。保育園の隣には細口公園があります。また、周辺は、みよし市の特産物であるぶどうや柿、梨が多くつくられている地域であり自然に恵まれた環境にあります。

監査ではパソコンの保管状況、各種業務委託の点検報告書の確認、消耗品・賄い材料の納品書の確認、職員の旅行命令簿・時間外勤務・休日勤務命令簿、年次有給休暇簿の確認、備品台帳・消耗品受払い簿の確認、医薬品管理簿と実物との数の照合を行いました。

それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認められました。

以上、監査対象の中学校1校、小学校2校、保育園3園について、それぞれ財務事務の執行状況及び施設の管理状況等を、主に合规性・効率性・有効性の観点から監査した結果、それぞれの事務の執行及び施設等の管理状況は、概ね適正であると認めら

れました。口頭にて是正・改善を求めた事項については、速やかに実施されるよう求めます。

また、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、1件の監査意見を付しました。監査意見の内容については、第5監査意見のとおりです。

3 工事監査

監査対象工事の計画、設計、積算、契約等の事務の執行及び施工状況等を、主に合規性・有効性の観点から監査した結果、その事務はおおむね適正に執行されており、施工状況についても設計図書等に基づいて施工されていると認められました。

なお、本監査において指摘事項に該当するものは認められませんでした。別添「工事技術調査結果報告書」における指導事項、提案事項の内容を留意、検討され、今後とも工事の設計及び施工にあたって技術の向上を図るとともに、経済性、安全性にも配慮しながら適正な施工管理に引き続き努められるよう求めます。

第5 監査意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり意見を付します。

1 所得税源泉徴収漏れについて

10月29日の新聞報道のとおり、市が個人事業主に支払う委託料や報酬について、2010年1月から2014年9月30日までに計15件、82万4,164円の所得税の源泉徴収漏れが判明しています。担当課より発生した経緯、今後の対応と再発防止策の説明を受けましたが、制度の理解促進を図り、チェック体制の強化に努めるなど、適正な事務執行の徹底をお願いします。

2 個人情報保護への対策について

市には多くの個人情報が存在しており、各所管課で管理されています。近年、個人情報の流出等の事件事故が多数発生し、報道されています。こうした状況の中で、システム保守において個人情報を取り扱う委託業者の作業員の管理徹底を図り、市の職員についても、責任を明確にするために、委託業者への詳細な作業依頼の実施や個人情報データの持ち出し等について、文書により明確にしておくことが必要だと考えます。

3 各小中学校の銀行印について

今年度の定期監査では預金通帳等の証拠書類の検査を行いました。その結果、各小中学校の監査において、小中学校単位で扱われる給食費等の現金を取りまとめる際に使用している預金通帳の印鑑に、学校長の私印が使用されている事例がありました。問題発生リスクを低減するため、印鑑及び預金通帳の厳重な管理、慎重な取り扱いについて検討し、実施する必要があると考えます。

4 補助金交付決定日の取扱いについて

補助金申請に伴う交付決定における交付決定日は、交付決定通知における通知日より示されますが、通知日が補助金交付決定日、支出負担行為決議日と異なっているもの、あるいは交付決定日が記載されていない事例が複数ありました。

補助金の交付は法的には「負担付贈与契約」とされ、補助金交付決定通知書は契約書にあたるものと考えられます。このため、交付決定通知書には契約日となる交付決定日を記載する必要があり、交付決定日と支出負担行為決議日及び交付決定通知日は同日で処理する必要があると考えます。

みよし市
平成26年度
工事技術調査結果報告書

平成27年3月9日（月）
公益社団法人 大阪技術振興協会
技術士（建設部門・総合技術監理部門）松谷 孝広

調査実施日 : 平成27年2月4日（水）

場 所 : みよし市役所4階401会議室及び対象工事現場

監査執行者 : 監査委員（識見） 倉 本 繁 八
監査委員（議選） 林 徳 秋

監査立会者 : 監査委員事務局
事務局長 都 築 一 浩
主 幹 林 晴 義
主 事 福 井 紫 乃

調査対象工事

前田緑道整備工事（前田緑道）
河川改修工事（準用河川砂後川）

前田緑道整備工事（前田緑道）

1 工事内容説明者

調査出席者

環境経済部	部長		宇佐美 勝 也
〃	みどりの推進課	課長	柘 植 昭 敏
〃	〃	副主幹	加 藤 雅 也
〃	〃	主任主査	鈴 木 哲 也
総務部	総務課契約検査室	室長	渡 辺 輝久矢
	〃	副主幹	石 川 重 之

請負者	半澤建設株式会社	
	現場代理人（主任技術者）	宇 野 美 和

2 工事場所 : みよし市三好町 地内

3 工事背景

当該緑道は、みよしの中心部にある市役所と、総合公園である三好公園を結ぶ緑豊かな緑道である。

沿線には陣取山緑地、小坂公園、天王公園や天王神社などがあり、緑のネットワークとしての機能も有している。

現在の整備区域は、中央公民館の跡地にあたり、如来池の水辺を活かした緑道の起点として整備を行なっている。

(1) 工事概要

護岸工	一式
ガードフェンス	L= 59 m
植栽工	A=100 m ²

ア 詳細内容

- ・敷地造成工 1式
掘削工 240 m³、盛土工 480 m³
- ・擁壁工 1式
崩れ石積み護岸 59.8m
- ・植栽工 100 m²
低木植栽 500 本、マルチング 100 m²
- ・雨水排水設備工 1式
排水塔 1 箇所、吐口工 1 箇所、雨水人孔 1 基、管渠工 1 式
- ・舗装工 154 m²
歩道舗装(t=3cm)154 m²
- ・園路縁石工 59m
縁石工 59m
- ・柵工 1 式

ガードフェンス(H=0.8m)59m、門扉 1箇所
・構造物撤去工 1式
コンクリート取壊し 53.8 m³

(2) 請負者

半澤建設株式会社

【第1回目で落札】

「一般競争入札（7者参加）希望予定価格事前公表 電子入札」

【希望予定価格の95.3%】

(3) 設計業務受注者

設 計：中央コンサルタンツ株式会社

(4) 工事費

希望予定価格（税込） 28,266,840円

請負金額（税込） 26,946,000円（うち消費税及び地方消費税1,996,000円）

(5) 工事期間

平成26年9月26日から平成27年3月20日

(6) 進捗状況（平成26年12月31日現在）

計画出来高 29.0% 実施出来高 30.5%

【計画より1.5%速い】

(7) 工事監督員

環境経済部みどりの推進課

専任・主任監督員

鈴木 哲也

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

地方自治法、金銭的保証制度として契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款どおりであり適正である。

10,770,000

円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は7者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取行要領」及び「工事施行に関する事務取扱要領」にそって施行されていた。入札は「みよし市工事等電子入札実施要領」

に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領」を定め、希望予定価格を事前公表していた。【土木一式工事】

審査日：平成 26 年 9 月 3 日

公告日：平成 26 年 9 月 4 日

入札日：平成 26 年 9 月 19 日

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき適正に作成されていた。

(4) 現場代理人、主任技術者及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・主任技術者届、下請負人届、施工体系図と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法 19 条第 2 項の 2】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その 1，その 2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」及び「業者見積」を基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

(2) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

【積算参考図書】

・積算基準及び歩掛表(その1)	平成 25 年 10 月 1 日	愛知県建設部
・積算基準及び歩掛表(その2)	平成 25 年 10 月 1 日	愛知県建設部
・平成 25 年度設計単価表	平成 26 年 4 月 1 日	愛知県建設部
・下水道用設計標準歩掛表	平成 26 年 6 月 1 日	(一社)日本下水道協会
・公園緑地の維持管理と積算	平成 17 年 12 月 1 日	(一財)経済調査会
・建設物価	2014・8 月	(一財)建設物価調査会
・積算資料	2014・8 月	(一財)経済調査会
・土木コスト情報	2014 夏	(一財)建設物価調査会

・業者見積

(3) 設計に関する書類

中央コンサルタンツ株式会社にて、全体設計を行っていた。

「平成25年度 前田緑道測量設計業務委託 報告書」平成26年3月を確認した。適正であった。

【設計基準、指針参考基準】

・道路土工 土質調査指針	昭和61年11月	(社)日本道路協会
・道路土工 仮設構造物土工指針	平成11年3月	(社)日本道路協会
・土地改良事業設計指針「ため池整備」	平成18年2月	農林水産省農村振興局
・土地改良施設耐震設計の手引き	平成16年3月	農林水産省農村振興局
・都市公園技術標準解説書	平成25年6月	(一社)日本公園緑地協会
・造園施工管理技術編	平成23年4月	(一社)日本公園緑地協会

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工程表

契約時及び施工計画提出時には、実施工程表を提出させ整備されていた。

毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

(3) 施工計画書

施工計画書は、適正に作成され、管理状況は良好であった。

設計書とリンクし、写真管理、出来形管理、工程内管理と的確な記述内容の指導がなされていた。適正な施工計画であった。

緊急時対策において、大雨、強風、地震等の緊急時を具体的数値でもって記載させて頂きたい。また、現場作業員の緊急時の避難場所等も掲示させることが望ましい。

【愛知県土木標準仕様書 1-1-46 2 設計図書に定める基準】

施工計画は、ややもすると一般論の記述で終わる。よって、作成に当たり施工手順等も読合わせ等で確認し合うことを願います。

今回工事は、盛土先行させ石積施工を実施していた。盛土と石積みの平行作業が順当な施工法である。工程を鑑みての施工法であったと推測するが、危険要因を高めての施工であった。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事実績情報システム)登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図等

施工体系図は発注者に提出され、適正に整備・保管されていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事に使用する材料の品質規格に関する資料は、工事受注者から監督員に提出させ、適切に整備・保管されていた。また、指定材料の外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料も同様に提出させていた。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っていた。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、管理は適正であった。

4-5 安全管理に関する書類と施工

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。適正であった。

(3) 本工事の擁壁工（石積工）の安定度は、完成時で保たれている。施工時が一番危険な状態である。今回、法肩から掘削基礎底面までの高さが2m以上となる。また、降雨等で法面崩壊の危険性を有するため、法面養生、法面観察、点検及び異常時の早期対応措置を念頭に入れて施工を行なう必要があり、ご指導の程お願いする。

(4) 出入口部から石積天端（法肩の基盤面）へ現状は容易に侵入できる。関係者以外が侵入できないよう、出入口部を単管等で締め切ること。

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 釜場排水を直接マンホールへ流している。濁水処理の観点からノッチタンクで

貯留してから放流させること。

(3) 現場掲示物

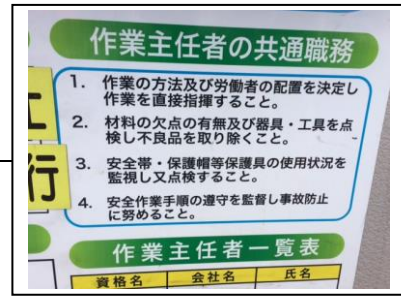
【愛知県土木工事現場必携 p 6

(建設業法等による工事現場への掲示) より】

○作業主任者の「職務」と氏名など掲示すること。

作業主任者の職務は共通である。(右写真参照)

【労働安全衛生規則第17条、第18条】



関係労働者に見やすい場所」への掲示が規定されていることから、各掲示につき記載事項や掲示方法を担当部局、契約検査担当等で統一したものを策定することが望ましい。

5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事実施状況検査を通じて、適正な管理状況であった。

本工事の石積工が、すべてにおいて重要工種であった。施工・工程・品質・安全に占める要素が高いため、十分施工留意して頂きたい。

危険要因も高く感じられるため、竣工までの安全管理の徹底指導をお願いします。

文書中の

_____部分は、留意事項
.....部分は、提案及び要望事項

河川改修工事（準用河川砂後川）

1 工事内容説明者

調査出席者

都市建設部	部長	小嶋俊和
〃	都市整備課 課長	野々山久照
〃	〃 副主幹	成田明弘
〃	〃 主任主査	黒川実
契約検査担当		
総務部総務課契約検査室	室長	渡辺輝久矢
〃	副主幹	石川重之

設計 玉野総合コンサルタント株式会社
設計主任者 北原寛志

請負者 野沢建設株式会社
現場代理人(主任技術者) 水越馨

2 工事場所 : みよし市三好町 地内

3 工事背景

砂後川は、みよし市中央部を流れる延長 4.37km の準用河川である。本河川に隣接する地域が平成 24 年 3 月に区画整理組合が発足し、区画整理事業にあわせ、河川改修を行なうものである。

平成 12 年 9 月の東海豪雨では、床上・床下あわせて 53 戸の浸水被害が発生した。よって、この河川の護岸整備を行なうことによって、洪水による浸水被害の軽減を図ることができ、早急にその整備を行なう必要があった。

三好中部土地区画整理事業に合わせ、洪水による氾濫を防ぎ安全な生活環境を確保する。対象区間は延長 0.66 km で、護岸工を施工するものであった。

(1) 工事概要

工事延長	L=55.5m
護岸工	H=3.5m L=86.9m
階段工	N=1 箇所
排水工	N=3 箇所

ア 詳細内容

- 作業土 1 式
バックホウ掘削 1028 m³, 盛土工 42 m³, 残土運搬 1089 m³,
バックホウ床堀 496 m³, 埋戻工 C359 m³
- 護岸工 1 式
護岸工 330 m², 天端コンクリート 87m, 小口止 2 箇所, 張芝 126 m²
- 階段工 1 箇所

階段工 1箇所

- ・排水工 3ヶ所
排水工 1号(ヒューム管 4.7m, 集水桝 1基, かごマット 7.7 m²)
排水工 2号(かごマット 9.2 m²)
排水工 16号(ヒューム管 4.8m, 集水桝 1基, かごマット 6.4 m²)
- ・舗装工 1式
舗装復旧工 t=4-15 cm:154 m²
- ・構造物撤去工 1式
構造物とり壊し・運搬・処分(無筋)54.5 m³, 運搬・処分(鉄筋)4.4 m³

(2) 請負者

野沢建設株式会社

【第1回目で落

札】

「一般競争入札(5者参加) 希望予定価格事前公表 電子入札」

【希望予定価格の

93.8%】

(3) 設計業務受注者

設計: 玉野総合コンサルタント株式会社

(4) 工事費

希望予定価格(税込) 30,526,200円

請負金額(税込) 28,620,000円(うち消費税及び地方消費税 2,120,000

円)

(5) 工事期間

平成26年10月24日～平成27年3月25日

(6) 進捗状況(平成26年12月31日現在)

計画出来高 30.2% 実施出来高 10.7%

【計画より 19.5%

(7) 工事監督員

都市建設部都市整備課

総括監督員

成田 明弘

専任・主任監督員

黒川 実

4 調査所見

4-1 書類関係

(1) 契約保証について

金銭的保証制度として、契約保証制度の活用が図れている。

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の10%】

前払金保証については、工事請負契約約款通りであり適正である。

11,440,000 円

【東日本建設業保証株式会社 契約金額の40%以内】

(2) 入札状況について

本工事は5者参加の一般競争入札であり、適正に施行されていた。

「みよし市一般競争入札に関する事務取行要領」及び「工事施行に関する事務取扱

要領」にそって施行されていた。入札は「みよし市工事等電子入札実施要領」に従い執行し、適正な施行であった。

また、「みよし市希望予定価格実施要領」を定め、希望予定価格を事前公表していた。 【土木一式工事】

審査日：平成26年10月1日

公告日：平成26年10月2日

入札日：平成26年10月17日

(3) 契約関係の書類

工事請負契約書は、『みよし市工事請負契約約款』に基づき、適正に作成されていた。

(4) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

現場代理人・主任技術者届、下請負人届、施工体系図と共に整備されていた。

(5) 建設業退職金共済制度の共済証紙などの書類

建設業退職金共済制度への加入があり、掛金収納書が確認できた。

(6) 監督員通知

発注者は、請負者に監督員を書面により通知して適正であった。

【建設業法19条の2第2項】

4-2 積算・設計に関する書類

(1) 積算に関する書類

積算は、愛知県建設部発行の『積算基準及び歩掛表（その1，その2）』に基づき、愛知県の「設計単価表」及び市販刊行物の「建設物価」、「積算資料」、「土木コスト情報」「土木施行単価」及び「業者見積」を基に積算システムを導入し、適正に算出されていた。

(2) 設計内訳書

提出された「設計内訳書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整

備されていた。

【積算参考図書】

- ・積算基準及び歩掛表(その1) 平成 25 年 10 月 1 日 愛知県建設部
- ・積算基準及び歩掛表(その2) 平成 25 年 10 月 1 日 愛知県建設部
- ・平成26年度設計単価表 平成 26 年 4 月 1 日 愛知県建設部
- ・建設物価 2014・9 月 (一財)建設物価調査会
- ・積算資料 2014・9 月 (一財)経済調査会
- ・土木コスト情報 2014・7 月 (一財)建設物価調査会
- ・土木施行単価 2014・7 月 (一財)経済調査会
- ・業者見積

(3) 設計に関する書類

玉野総合コンサルタント株式会社にて、全体設計を行っていた。

「平成 23 年度調査測量設計業務委託 準用河川砂後川報告書(平成 24 年 3 月)」を確認した。適正であった。

【実施設計に使用した基準、指針】

- ・河川砂防技術基準(案)同解説・設計編、調査編 平成 9 年 10 月 (社)日本河川協会
- ・河川砂防技術基準(案)同解説・計画編 平成 17 年 11 月 (社)日本河川協会
- ・解説・河川管理施設等構造令 平成 11 年 11 月 (社)日本河川協会
- ・河川構造物設計要領 平成 15 年 4 月 (社)中部建設協会
- ・河川海岸事業の手引き 昭和 62 年 4 月 愛知県土木部

4-3 施工に関する書類

(1) 関係諸官庁への届出

建設作業の特定建設作業届の提出をはじめ、必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(2) 工程表

契約時及び施工計画提出時には、実施工程表を提出させ整備されていた。

毎月の出来高数値と出来高工程表は作成されていた。

1 2 月現在、19.5%遅れを来たしている。また、工期完成も厳しく感じられるため、標準仕様書では、20%遅れで変更工程表を提出させることになるが、要チェックをお願いします。 【愛知県土木工事現場必携 p49 3-2 施工計画(1)工程管理より】

(3) 施工計画書

施工計画書は、適正に作成され、管理状況は良好であった。

設計書とリンクし、写真管理、出来形管理、工程内管理と的確な記述内容の指

導がなされていた。適正な施工計画であった。また、監督員の確認チェックがあり読合わせ管理が適切であった。

緊急時対策において、大雨、強風、地震等の緊急時は、具体的数値をもって施工計画に記載させ、また、現場掲示板に作業員の緊急避難場所位置図も貼付していた。

(4) 工事カルテ

工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）のCORINS（工事実績情報システム）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

(5) 施工体系図など

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

本工事は、下請負金額合計が3000万円以下の工事であったが、業者教育を考え施工体制台帳を義務付け、望ましい業者指導を行っていた。

(6) 工事材料関係の書類

工事中材料使用承諾願などは請負者から監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

4-4 建設廃棄物処理に関する書類

(1) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適切に実施されていた。

(2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、整理中であり確認しなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を請負業者より提出させ、発注者として適切な管理指導を行っていた。

サンプリング監査のため、細部まで確認できなかったが、管理は適正であった。

4-5 安全管理に関する書類

(1) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

(2) 全てを確認することは出来なかったが、作業員への安全管理は、ミーティング及びKY（危険予知）活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

(3) 対岸への「近道行為」を禁止するか、安全架設通路を確保すること。

【架設通路（安全衛生規則第552

条】

(4) ブロック積み基礎底までの梯子を設置していたが、上部固定の転倒防止措置が

必要である。
第 556 条】

【梯子（安全衛生規則

(5) 高さ又は深さが 1.5m を超える箇所で作業を行なう場合は、昇降設備が必要となる。

状況に応じた措置が必要となる。
条】

【梯子（安全衛生規則第 526

4-6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

(2) 現場は、近隣住宅が近接していた。現場内は、資材等置き場を明確に示していたが、飛散防止措置（土砂）及び不要材等をもう少し整理されることが望まれる。

(3) 現場関係者以外が容易に立ち入れる状態であるため、夜間は、防護柵に「立入禁止」啓蒙看板を設置し、第三者災害の発生しないよう留意して頂きたい。

5 まとめ

当該工事について、工事監査を行った結果、書類検査、工事实施状況検査を通じて、良好な実施状況であった。

現場は、路線延長は短いですが、近隣住宅への配慮など良好なコミュニケーション及び行き届いた安全配慮を行って頂きたい。

工事は、全般的に設計どおりに的確に施工されており、施工管理（工程内検査、段階検査）、工事監理状況は、適正であった。

現状では、工程的に厳しく感じられた。工程が厳しくなれば、品質が低下しやすく、安全に対する配慮も欠乏しやすい。

残り工期、無事故、無災害での完成をお願いする。

以上

文書中の

_____部分は、留意事項
.....部分は、要望及び提案事項